

各管区警察局広域調整部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察（方面）本部長

警察庁丁規発第33号
平成13年4月27日
警察庁交通局交通規制課長

都市圏交通円滑化総合対策実施要綱の取扱いについて

都市圏交通円滑化総合対策実施要綱の改正については、「都市圏交通円滑化総合対策実施要綱の改正について」（平成13年4月27日付け警察庁丙規発第22号）をもって通達されたところであるが、都市圏交通円滑化総合計画の作成及びその実施に当たっての留意事項は別紙1のとおり、また、交通需要マネジメント実証実験計画の作成及びその実施に当たっての留意事項は別紙2のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、交通円滑化総合対策実施都市圏としての指定を受けようとする市町村を把握したとき、又は交通需要マネジメント実証実験実施計画の認定を受けようとする者を把握したときには速やかに当課に報告されたい。

また、本件については国土交通省から各地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）及び各都道府県に通達されていることを念のため申し添える。

おって、「都市圏交通円滑化総合対策の実施上の留意事項について」（平成10年12月4日付け警察庁丁都交発第114号、丁規発第106号）については、廃止する。

都市圏交通円滑化総合計画の作成及びその実施に当たっての留意事項

1 都市圏交通円滑化総合対策の趣旨

都市圏交通円滑化総合対策（以下「総合対策」という。）とは、重点的な交通基盤整備に加え、交通需要マネジメント施策やマルチモーダル施策を合わせ講じることにより、より一層効率的・効果的に都市圏の交通円滑化の実現を図り、もって都市圏の交通上の課題に対応するものである。

この目的を達成するためには、道路管理者、都道府県公安委員会、運輸関係事業者において適切な交通施設の整備・管理・運用を行うとともに、市民、道路利用者の理解、参加を得た地域を挙げての取組が不可欠であり、そのため、パブリックインボルブメント方式を取り入れるとともに、交通の現状の的確な把握、分かりやすい渋滞要因分析とそれに基づく改善目標を示すことが有効である。

2 基本方針

都市圏交通円滑化総合計画（以下「総合計画」という。）の基本方針の作成に当たっては、道路交通センサス、パーソントリップ調査、瞬間路上（違法）駐車台数調査等を活用して、当該都市圏の交通の現状を把握した上で、主な方面別の交通渋滞の要因を分析するとともに、既に策定されている渋滞対策プログラムの内容を十分踏まえた上で、交通の快適性・利便性の向上、環境負荷の低減等を視野に入れた都市圏全域における全般的な施策方針を示すことが必要である。

3 交通改善プログラム

主な方面別の交通渋滞の状況を踏まえ、特に渋滞の著しい地区や交通結節点等の都市圏の交通上の緊急課題の存する特定の地区において交通改善プログラムを策定することとする。

このプログラムには、具体的な交通改善目標と当該目標を実現するための交通円滑化施策の事業計画を分かりやすく定めることが必要であることから、基本方針に沿って主な方面別の地区や主要な交通結節点ごとに定めることとする。

4 施策の評価

総合計画の目的を実現するためには、主要区間の所要時間等の具体的な指標を用いて交通改善目標を定めるとともに、指標の具体的な数値の把握、交通量・旅行速度等の観測、通勤行動調査等により、目標の達成状況について適切な評価を行い、その結果に基づいて施策の見直しを行うことが必要である。

5 交通需要マネジメント実証実験

総合計画の策定に関し、交通需要マネジメント実証実験も活用する。
(詳細な手続きについては別紙2参照。)

6 その他

- (1) 要綱第四1に定める申請書の様式は別記様式1のとおりとし、要綱第四2に定める届出書の様式は別記様式2のとおりとする。
- (2) 市町村が前項の申請書又は届出書を警察庁交通局長並びに国土交通省総合政策局長、都市・地域整備局長及び道路局長に提出しようとするときは、正本4通、副本2通を提出すること。

交通需要マネジメント実証実験実施計画の作成及びその実施に当たっての留意事項

1 交通需要マネジメント実証実験実施計画の認定

(1) 警察庁交通局長並びに国土交通省総合政策局長、都市・地域整備局長及び道路局長（以下「関係局長」という。）は、地域及び期間を限定した交通需要マネジメント実証実験に関する計画であって次に掲げる要件に該当するものを、学識経験者等からなる委員会による推薦を受け、交通需要マネジメント実証実験実施計画（以下「実施計画」という。）として認定するものとする。

①先進性を有すること。

②渋滞及び環境の改善について有効性が見込まれること。

③他の地域にも適用でき、その普及が見込まれること。

(2) 実施計画は、地方公共団体又は地方公共団体の部局が構成員として含まれる団体（以下「申請者」という。）において、関係局長による公募に応じて申請するものとする。

(3)

①実施計画は、既に設置されている都道府県渋滞対策協議会において作成するものとする。

なお、実施計画の作成に当たっては、既に策定されている渋滞対策プログラムの内容を十分踏まえるとともに、既に設置されている都道府県渋滞懇談会、アンケート調査等により広く市民の意見の把握に努めるなどパブリックインボルブメント方式を取り入れるものとする。

②対象となる地域を管轄する都道府県警察本部、地方整備局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）及び地方運輸局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）は、実施計画の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

2 認定申請手続等

(1) 1 (1) による実施計画の認定を受けようとする申請者は、次に掲げる

事項を記載した申請書を、関係局長に提出するものとする。

- ①実証実験の名称
- ②実施体制
- ③背景と目的
- ④対象施策の先進性、有効性
- ⑤実証実験の概要
- ⑥評価項目
- ⑦スケジュール
- ⑧予算計画
- ⑨実証実験後の展開

(2) 実施計画の認定を受けた者は、実施計画を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関係局長に提出するものとする。

- ①変更の内容（新旧の対照を明示すること。）
- ②変更を必要とする理由

3 認定の通知

関係局長は、1により実施計画を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

4 他の計画・取組との連携

申請者は、実施計画が作成されるに当たって、対象となる地域に係る都市計画、交通安全に関する計画・取組、交通機関に関する計画・取組等他の計画・取組との連携を図るものとする。

5 実施計画の推進体制の整備

申請者は、対象となる地域を管轄する都道府県警察本部、地方整備局、地方運輸局、当該地域をその区域に含む都道府県、当該地域内の道路に係る道路管理者、当該地域を管轄する警察署その他の関係者と連携し、実施計画の推進体制を整備するよう努めなければならない。

6 その他

- (1) 2(1)に定める申請書の様式及び、2(2)に定める届出書の様式は別に定めるものとする。
- (2) 申請者が前項の申請書を関係局長に提出しようとするときは、正本4通、副本2通を提出すること。

番 号
年 月 日

警 察 庁 交 通 局 長
国 土 交 通 省 総 合 政 策 局 長 殿
国 土 交 通 省 都 市 ・ 地 域 整 備 局 長
国 土 交 通 省 道 路 局 長

市町村名
市町村長名 印

交通円滑化総合対策実施都市圏指定申請書

都市圏交通円滑化総合対策実施要綱第四1に基づき、交通円滑化総合対策実施都市圏の指定を下記のとおり申請します。

記

1. 申請に係る市町村名及び市町村長名

市町村名
市町村長名

2. 当該都市圏の現状

①当該都市圏域	別途図面添付
②世帯数	世帯（ 年 月 日現在）
③人口	人（ 年 月 日現在）
④昼間人口	人（ 年 月 日現在）
⑤面積	km ² （ 年 月 日現在）
⑥自動車保有台数	台（ 年 月 日現在）

3. 都市圏交通円滑化総合計画の内容

(1) 都市圏交通円滑化総合計画の目的

(2) 基本方針

①交通の現状

イ 交通需要及び通勤通学の状況

ロ 交通基盤の現状

ハ 交通渋滞の状況

②交通渋滞の要因分析

③交通円滑化施策

イ 交通容量拡大策

ロ 交通需要マネジメント施策

ハ マルチモーダル施策

ニ その他関連する施策

④目標年次

(3) 交通改善プログラム

①対象地区

②交通改善目標

③目標実現のための交通円滑化施策の事業計画

(4) 目標達成状況に関する評価方法

4. 計画の作成手続

(1) 計画を作成した都道府県渋滞対策協議会の概要

①名称

②組織

③構成員

④審議経過

(2) 計画作成において採用したパブリックインボルブメント方式の内容

5. 他の計画・取組との連携

①計画・取組の名称

②目的

③推進体制

④これまでの取組

⑤今後の具体的取組

⑥都市圏交通円滑化総合計画との関連性・連携の在り方

6. 都市圏交通円滑化総合計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

- ① 推進組織の名称
- ② 構成員
- ③ 設立（予定）年月日
- ④ 活動内容

(2) 関係者との具体的な連携事項

7. その他必要な事項

記載要領

1. 「1. 申請に係る市町村名及び市町村長名」には、東京都特別区にあつては、「申請に係る特別区名及び東京都知事名」を記入すること。
2. 「3. (2) ①イ 交通需要及び通勤通学の状況」には、都市圏交通円滑化総合対策実施要綱（以下「要綱」という。）第二1（2）に定める都市圏の指定要件である「効果的で一体的な施策実施のため通勤圏等が含まれた適当な圏域であること」が明らかとなるよう記述すること。
3. 「3. (2) ①ロ 交通基盤の現状」には、道路ネットワークのほか、公共交通機関や交通結節点の状況も含めて記述すること。
4. 「3. (2) ①ハ 交通渋滞の状況」には、要綱第二1（2）に定める都市圏の指定要件である「当該都市圏内における交通渋滞が著しいなど安全かつ円滑な交通を緊急に確保することが必要な状況」にあることが明らかとなるよう記述すること。
5. 「3. (2) ②交通渋滞の要因分析」及び「3. (2) ③交通円滑化施策」には、主な交通渋滞方面別に具体的にどのような交通上の課題があり、各々の課題に対応してどのような施策を講ずるのか明らかになるよう記述すること。
6. 「3. (2) ③ハ マルチモーダル施策」には、交通結節点等における交通のバリアフリー化の施策も含まれ得るものであること。
7. 「3. (2) ④目標年次」においては、短期的、中長期的など複数の目標年次を設定することが望ましい。
8. 「3. (3) 交通改善プログラム」には、主な交通渋滞方面別に渋滞の著しい地区や交通結節点を「①対象地区」として定め、その地区内で目指すべき分かりやすい具体的な「②交通改善目標」を記述するとともに、「③目標実現のための交通円滑化施策の事業計画」を具体的に記述すること。
9. 「3. (4) 目標の達成状況に関する評価方法」には、総合計画の見直しに反映できるよう考慮した評価のための指標、評価方法及び実施時期を記述すること。

10. 「4. (1) ④審議経過」には、総合計画が都道府県渋滞対策協議会（渋滞対策プログラムを策定した類似の協議会等を含む。）において作成されたことが明らかとなるよう記述すること。また、関係者の連携が図られるよう都道府県渋滞対策協議会に関係市町村を構成員に含めた部会を設けるなど適宜必要な対応を行うことが適当である。
11. 「4. (2) 計画作成において採用したパブリックインボルブメント方式の内容」には、市民の意見を把握するため、渋滞懇談会、アンケート調査などの方法のうち具体的に取り入れた方法と総合計画に反映した内容を記述すること。
12. 「5. 他の計画・取組との連携」には、当該都市圏に係る都市計画、まちづくり計画、交通安全に関する計画・取組や交通機関に関する計画・取組等との連携について記述すること。
13. 「6. (1) 推進体制の整備」には、総合計画の作成組織を活用する場合には、その旨記述すること。
14. 「6. (2) 関係者との具体的な連携事項」には、申請を行う市町村と推進体制の整備に参加する関係者の役割と連携の在り方について記述すること。

番 号
年 月 日

警 察 庁 交 通 局 長
国 土 交 通 省 総 合 政 策 局 長 殿
国 土 交 通 省 都 市 ・ 地 域 整 備 局 長
国 土 交 通 省 道 路 局 長

市町村名
市町村長名 印

都市圏交通円滑化総合計画変更届出書

都市圏交通円滑化総合対策実施要綱第四2に基づき、都市圏交通円滑化総合計画の変更について下記のとおり届出をします。

記

1. 申請に係る市町村名及び市町村長名
市町村名
市町村長名
2. 変更の内容（新旧の対照を明示すること。）
3. 変更を必要とする理由